

令和6年 6月12日（水曜日）

○議事日程（第2号）

令和6年6月12日（水）午前10時00分開議

- 日程第 1 同意第 2号 監査委員の選任について
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 議案第20号 東庄町犯罪被害者等支援条例を制定することについて
- 日程第 5 議案第21号 東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 6 議案第22号 東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7 議案第23号 統合型GIS及び公開型GIS構築等業務委託契約の締結について
- 日程第 8 議案第24号 令和6年度東庄町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第25号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第26号 令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について（令和5年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）
- 日程第12 報告第 2号 繰越額使用計画について（令和5年度東庄町水道事業会計予算繰越計算書）
- 日程第13 請願第 2号 町道3008号線道路拡幅整備に関する請願
- 日程第14 請願第 3号 「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- 日程第15 請願第 4号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

日程第16 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

1番	海	宝	和	宏	君
2番	渡	邊	幸	江	君
3番	前	田	君	江	君
4番	岩	井	弘	晃	君
5番	越	川	良	男	君
6番	柳	堀		忠	君
7番	桜	井	莊	一	君
8番	宮	澤		健	君
9番	大	網	正	敏	君
10番	佐久間	義	房		君
11番	高	木	武	男	君
12番	鈴	木	正	昭	君
13番	山	崎	ひろみ		君
14番	板	寺	正	範	君

○欠席議員

なし

○出席説明員（13名）

町	長	岩	田	利	雄	君
副町	長	向	後	喜	一朗	君
総務課	長	堀	江	弘	之	君
企画財政担当課	長	加	瀬	博	子	君
町民課	長	香	取	康	成	君
まちづくり課	長	鈴	木	秀	樹	君
健康福祉課	長	布	施	光	規	君
会計管理者		堀	江	香	澄	君
病院事務	長	渡	辺	佳	則	君

農業委員会事務局長 前 田 泰 孝 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君
教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
次 長 向 後 順 子
副 主 査 白 石 直 人

(午前 10 時 00 分 開議)

議長（板寺正範君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

これから、本日の会議を開きます。

日程第 1、同意第 2 号、監査委員の選任についてを議題とします。

ここで監査委員、平山茂君の退席を求めます。

(平山 茂君 退席)

議長（板寺正範君）

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第 2 号、監査委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、識見者選出の監査委員としてご活躍をいただいております平山茂氏の任期が 7 月 17 日で満了となります。適任でありますので、引き続き、委員としてお願いをいたしたく、提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりました。

ここでお諮りします。ただいま議題となりました同意第 2 号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第 2 号、監査委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第２号は同意することに決定しました。

ここで監査委員、平山茂君は入場してください。

（平山 茂君 入場）

議長（板寺正範君）

日程第２、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）、日程第３、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、以上２件を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま一括提案されました承認第３号、町税条例の一部を改正する条例及び承認第４号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月３０日にそれぞれ公布され、原則として４月１日から施行されることに伴い、地方税法等を引用する町税条例及び東庄町国民健康保険税条例について所要の改正を行いました。急を要するため、３月３０日に専決処分をいたしましたので、地方自治法第１７９条第３項の規定によりまして専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせます。ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、承認第3号、町税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の5ページをお願いいたします。

地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正でございます。

今回の改正は、町民税、固定資産税の改正が主な改正となっております。

それでは、町税条例の一部を改正する条例の主なものについてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、参考資料の1ページをお願いいたします。

新旧対照表、左側の改正案により内容を説明させていただきます。

第51条の改正は、町民税の減免について、職権による減免を可能とする規定の文言を追加する改正となります。

第71条、固定資産税の減免、第139条の3、特別土地保有税の減免の改正は、町民税の減免と同様に職権による減免を可能とする規定の文言を追加する改正となります。

次の2ページをお願いいたします。

附則第5条の2の規定は、令和6年、能登半島地震災害の被災者の負担軽減措置を図るため、臨時の措置としまして令和6年度分、個人住民税について特例を措置するための規定となっております。これは、現行法では令和6年度分の所得から雑損控除を行うところ、改正法により令和5年度分所得において損失の金額を雑損控除の適用対象とすることが出来ることとする特例を規定する内容となります。

資産、住宅や家財などの損害については、令和5年に生じた損失の金額として、令和6年度分の個人住民税で雑損控除を適用することを追加する改正となります。

資料の3ページをお願いいたします。

附則第6条の改正は、特定一般用医療費等購入費を支払った場合の医療費控除の特例で、法附則の改正に合わせた条ずれの改正になります。

続いて、附則第7条の5から、次の4ページ、附則第7条の6、その後、6ページ、附則第7条の7、10ページに行きますけれども、附則第7条の8、こちらの規定につきましては、町民税の定額減税に伴う規定を追加する改正となります。令和6年度分の個人住民税について定額による所得割額の特別控除を各条で定めております。

内容についてですけれども、3ページの下段から4ページの上段をご覧くださいと思います。

まず、附則第7条の5の規定は、令和6年度分の個人住民税の特別税額控除の規定を追加する改正となります。

続いて、4ページ中段から6ページにわたりますけれども、附則第7条の6の規定は、令和6年度分の個人の町民税の納税通知書に関する規定を追加する改正となります。

次に、6ページ中段から10ページにわたります、附則第7条の7の規定ですけれども、こちらは令和6年度分の個人住民税の公的年金等に係る所得に係る個人住民税の規定を追加する改正となります。

続いて、10ページの下段から11ページ上段になりますが、附則第7条の8の規定は、令和7年度分の個人住民税に係る特別税額控除に係る規定を追加する改正となります。

附則第8条の規定は、法改正の条ずれに伴う規定の整備、また、特別税額控除の算定に用いる所得割額について当該規定の適用後のものとなるよう、読替規定を整備するものです。

11ページ下段から12ページにわたります、附則第10条の2の改正は、固定資産税等の課税標準の特例、わがまち特例に係る改正で、法改正に合わせた項ずれによる改正及び規定の新設に合わせた改正となります。

法改正に伴い、新設されるものとして、第14項の再生エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置のうち、一定のバイオマス発電設備についての特例の割合を定める規定を追加する改正となります。

また、第24項に、滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産の課税標準の特例の割合を定める規定を追加するものです。

この他、法改正の項ずれに伴う規定の整理と条例の項ずれに伴う規定の整理に伴う改正となります。

続いて、１２ページ下段から１３ページ上段になりますが、附則第１０条の３の規定は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用申請の特例措置について追加するものであります。

１３ページ上段から１４ページ下段にかけ、第９項から第１５項は、法規則の改正に合わせた項ずれに伴う規定の改正となります。

１５ページをお願いします。

附則第１１条は、法改正に合わせた各年分の固定資産税の特例に関する用語の意味について適用期間の延長を改める改正になります。

附則第１１条の２は、法改正に合わせた年度更新により土地の固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う改正となります。

１５ページ下段から１７ページ中段までとなりますが、附則第１２条は、法改正に合わせた年度更新により宅地等の固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う規定の整理と令和６年度における宅地等の課税標準額を据え置く措置に関する規定の整備となります。

附則第１３条は、法改正に合わせた年度更新により農地の固定資産税に係る負担調整措置の継続に伴う規定の整理と令和６年度における農地の課税標準額を据え置く措置に関する規定の整備となります。

１８ページをお願いします。

附則第１５条の改正は、法改正に合わせた年度更新、期間の更新で、特別土地保有税の課税の特例に係る措置の継続に伴う規定の整備となります。

１８ページ下段から１９ページにわたりまして、附則第１６条の３の改正は、上場株式等に係る配当所得等に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

附則第１６条の４の改正は、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

附則第１７条の改正は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例における

特別税額控除の対象となる所得割額について読替規定を追加する改正となります。

19ページ下段から20ページ上段にわたります附則第18条の改正ですが、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

第19条の改正は、一般株式譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

附則第20条の改正は、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

20ページ下段から21ページ上段ですが、附則第20条の2の改正は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

附則第20条の3の改正は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例における特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加する改正となります。

続きまして、附則の説明を申し上げますので、議案書の17ページをお願いいたします。

附則第1条で条例の施行期日を定めており、令和6年4月1日から施行するものとしております。

第2条では、固定資産税に関する経過措置の整備を行っております。

続きまして、承認第4号、東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、原則として4月1日から施行されることに伴う改正となります。

今回の改正の主なものは、課税限度額の改正と軽減判定基準の見直しとなります。恐れ入りますが、参考資料の22ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により説明させていただきます。

第2条第3項の改正は、課税限度額の引上げによるものです。高齢化等により、

医療給付費が増加し、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、税負担の公平性の確保が重要となっております。

本改正では、課税限度額を引き上げることにより、高額所得者には負担を求めることとなる反面、中間、低所得層の税負担の軽減に配慮した税額の設定が可能となります。

保険税負担の公平性の確保、中間、低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円から24万円に引き上げる改正となります。

次に、第23条の改正は、第2条で改正しました後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げる改正と国民健康保険税額の減額に関する改正で、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額と減額の対象となる所得基準額をそれぞれ引き上げる改正となります。

国民健康保険税では、負担能力が特に不足する低所得の被保険者を救済するため、世帯の所得が一定額以下の場合には応益分について原則として7割、5割、2割軽減を行っております。

低所得者に対する軽減措置は、年々拡充されてきておりますが、今年度は経済動向等を踏まえ、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を5,000円引上げ、29万5,000円とし、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては被保険者の数に乘すべき金額を1万円引上げ、54万5,000円とする改正となります。

続きまして、附則の説明を申し上げますので、議案書の21ページをお願いいたします。

附則第1項でこの条例の施行期日を定めており、令和6年4月から施行するものとしております。

第2項では、適用区分を定めてあり、今回の改正規定は令和6年度以降の年度分について適用し、令和5年度分までについては、なお従前の例によることとされております。

以上で説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。
議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は１件ごとに行います。

初めに、承認第３号、専決処分の承認を求めることについて（町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第３号は承認することに決定しました。

次に、承認第４号、専決処分の承認を求めることについて（東庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第４号は承認することに決定しました。

日程第４、議案第２０号、東庄町犯罪被害者等支援条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事 務 局 朗 読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第20号、東庄町犯罪被害者等支援条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされております。近年、犯罪行為等が多発し、また犯罪の被害を受けた犯罪被害者等が様々な二次被害にさらされる事態も多く見られます。本町においても、犯罪被害者等が発生した場合に備え、町としての支援体制を確立し、町民が安心して暮らすことが出来る地域社会の実現を目指し、本条例を制定するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第20号、東庄町犯罪被害者等支援条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は、犯罪被害者等の支援に関し、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有することとされております。

また、政府は、各種犯罪行為による犯罪被害者が多数発生している現在の社会情勢を鑑み、令和3年に策定した第4次犯罪被害者等基本計画において犯罪被害者の抱える様々な問題に対する支援に特化した条例の制定を求めているところでございます。

千葉県警の犯罪統計によりますと、令和5年1年間に東庄町においても凶悪犯罪1件、粗暴犯2件を含む123件の犯罪が発生しております。都市部と比較すると件数は少ないかもしれませんが、町内でも犯罪被害者が発生しないとは限りません。

本条例は、そのような事態が発生した際に、町として支援体制を確立し、町民が安心して暮らすことの出来る町を目指して制定するものでございます。

なお、令和5年4月1日現在で公表されている全国での条例制定自治体数は606自治体で、率にすると35.2%となります。

千葉県内では令和6年4月1日現在、12市町村で条例が制定されており、率としては22.2%となっております。

それでは、主な条例の条文について説明をいたします。議案書の23ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の目的を定めております。本条例に犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めることによって、犯罪被害者等が必要とする支援を推進し、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び早期の回復を図り、町民が安心して暮らすことの出来る地域社会の実現に寄与することを目的としております。

第2条では、本条例で使用される用語の定義について定めております。

議案書の24ページをお願いいたします。

第3条では、本条例の基本理念を定めております。犯罪被害者等の支援は、平穏な生活を取り戻すまでの間、置かれている生活環境、心身の状況その他の事情の変化に応じ、適切かつ途切れることなく行うこととされております。

また、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏を害することがないように支援し、二次的被害及び再被害の防止に最大限配慮して行わなければならないとしております。

第4条では、町の責務は犯罪被害者等を支援するための施策を推進・実施することと定めております。

第5条では、町民の役割は、犯罪被害者等の状況及び支援の必要性について理解を深め、二次的被害が生じることがないように配慮した上で、町等の施策に協力するよう努めるということを定めております。

第6条では、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことが出来るように、町は犯罪被害者等の相談に応じ、また情報の提供や助言、更に関係機関等との連絡調整を行うものと定めております。

第7条では、犯罪被害者に対し支給される見舞金について定めております。見舞金の詳細に関しましては規則で定めることとなりますが、犯罪等により3日以上

入院を伴う1ヶ月以上の療養を要した犯罪被害者に対しては、申請により傷害見舞金10万円を、犯罪行為により犯罪被害者が死亡した場合には、遺族に対して死亡見舞金30万円を支給することといたします。

なお、見舞金の予算措置に関しましては、後ほど上程予定の一般会計補正予算に計上させていただいております。

第8条では、犯罪被害者等が二次的被害及び再被害を受けることを防止し、その安全を確保するために町は個人情報の適切な取扱いの確保など、必要な措置を講ずるものと定めております。

議案書の25ページをお願いいたします。

第9条では、犯罪被害者等の各種支援を適切に行うために、町は支援を行う人材の育成及び資質の向上を図ることと定めております。

第10条では、犯罪被害者等の支援を行う民間支援団体に対し、町は情報提供、助言その他必要な支援を行うものと定めております。

第11条では、犯罪被害者等の状況や支援の重要性及び必要性について町民等の理解を深めるため、町が行う情報提供や啓発活動等、施策の実施について定めております。

第12条では、犯罪被害者等の支援にあたり町が犯罪被害者や関係機関等から意見を聴取し、施策に反映させることと定めております。

第13条では、本条例に定めるものの他、必要な事項を規則に委任する旨、定めております。

最後に附則でございますが、この条例の施行日は、公布の日からとなり、施行日以後に行われた犯罪行為に起因する犯罪被害について適用することと定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

ちょっとお伺いします。第2条の（2）犯罪被害者等、もちろん犯罪被害を受け

た人、それと家族、または遺族となっておりますが、この家族と遺族、具体的にはどのような定めというか、規定になっているのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それではお答えいたします。

まず、この犯罪被害者の家族と遺族の違いということでよろしいでしょうか。

家族というのは、犯罪被害者の家族ということになりますが、遺族となりますと、犯罪被害者が亡くなってしまった場合に見舞金を受ける方が遺族の方となりますので、そのような規定となっております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

ありがとうございます。具体的に家族何親等で、もちろん結婚はしていないという、生計を共にしている方、内縁関係、それはどのような形なのかお伺いします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

その辺の家族の規定につきましては、詳細は規則で定めることとなっておりますが、通常、何親等とか、その辺も含めて規則で詳細は定めることとなっております。現在、この場で規則の方の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお知らせしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

9 番、大網正敏君。

9 番（大網正敏君）

はい、分かりました。規則で説明してくれるということで、了解いたしました。

議長（板寺正範君）

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第20号、東庄町犯罪被害者等支援条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第21号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第21号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法で規定する総務省令が令和6年4月1日に改正されたことに伴い、本特別措置法等を引用する東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第21号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

議案書の27ページをお願いいたします。

今回の改正は、根拠省令の改正に伴う第2条の改正になります。

内容説明につきましては、参考資料をお願いしたいと思います。参考資料の25ページをお願いいたします。

新旧対照表の左側の改正案により説明させていただきます。

第2条の改正内容でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、こちらが令和6年3月30日に公布され、4月1日に施行されました。この改正により、固定資産税の対象となる特別償却設備等の取得期限が延長となり、令和6年3月31日までとしていたものが、令和9年3月31日までとなり、3年間の延長となりましたので、本条例についても省令の期間に合わせて対象となる設備の取得期限を同期間までと整備するものでございます。

続きまして、附則の説明となりますので、再度、議案書の27ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定につきましては、令和6年4月1日から適用するものとなります。

以上で内容説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２１号、東庄町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２１号は原案のとおり可決されました。

日程第６、議案第２２号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２２号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げ

ます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第22号、東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての内容のご説明を申し上げます。

議案書の29ページをご覧ください。

今回の改正は、町長の提案理由にもございましたように児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が施行されたことにより、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における職員配置基準について、国が策定しましたこども未来戦略において、安心して子供を預けられる体制整備を急ぐ必要があることから、制度発足以来75年間、一度も改善されてこなかった4、5歳児の職員配置基準と3歳児の職員配置基準を改正するものでございます。

小規模保育事業所とは、定員が6人から19人の比較的小さな施設であり、施設の類型はA型、B型、C型に分かれております。

小規模保育事業A型は、職員の全員が保育士資格を有すること。小規模保育事業B型は、職員の半数以上が保育士資格を有すること。小規模保育事業C型は、市町村が行う一定の研修を修養した保育士、もしくは保育士と同等以上の知識や経験があると市町村長が認める者がいることが要件となっております。

事業所内保育事業所とは、事業主がその雇用する労働者の監護する乳児、もしくは幼児などを保育するために自ら設置する施設などで保育を行う事業となります。

恐れ入りますが、参考資料26ページの新旧対照表の左側の改正案をご覧ください

きたいと存じます。

第29条は先程申し上げました小規模保育事業A型について、第31条は小規模保育事業B型について、第44条は保育所型事業所内保育事業所について、次のページの第47条は小規模型事業所内保育事業所についてそれぞれ職員の配置基準を定めており、今回の改正は、保育士、保育従事者の配置基準を満3歳以上、満4歳に満たない児童については、概ね20人から15人に改め、満4歳以上の児童については、概ね30人から25人に改めるものでございます。

なお、保育所の保育士、保育従事者の配置基準については、厚生労働省令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準において定められており、今回改正された内閣府令により改正されております。

恐れ入りますが、議案書の29ページをご覧いただきたいと存じます。

附則の第1項では、この条例の施行期日を公布日からとするものでございます。

第2項では、新たな職員配置基準に従った教育保育の提供体制の整備が困難となる可能性のあることから、当分の間は従前の基準により、保育士、保育従事者の配置を行うこととする経過措置を設けるものでございます。

第3項では、保育事業者に対し、改正後の配置基準を満たすことにつき努力義務を課す規定を定めるものでございます。

以上で東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

この条例に関しては問題ないんですけれども、当町には小規模事業所はないという事でよろしいですか。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

東庄町には小規模保育事業所はございませんので、この条例に該当する事業所というのは現在ありません。

以上です。

議長（板寺正範君）

他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２２号東庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２２号は原案のとおり可決されました。

日程第７、議案第２３号、統合型GIS及び公開型GIS構築等業務委託契約の締結についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第２３号、統合型GIS及び公開型GIS構築等業務委託契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本契約は、統合型GIS及び公開型GIS構築等業務の実施にあたり、先般、指名競争入札を行い、落札した業者と契約を締結したものであります。

本案件は、予定価格が５，０００万円を超える製造の請負に該当することから、関係法令の規定に基づき議会の議決をお願いいたしたく、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第２３号、統合型GIS及び公開型GIS構築等業務委託契約の締結についてをご説明申し上げます。

本事業は、デジタル田園都市国家構想交付金事業として実施する事業で、統合型GIS及び公開型GISを導入するものでございます。

本事業の執行にあたり、GISの構築に実績のある業者４社を指名し、５月９日から１５日を入札期間として電子入札による指名競争入札を行ったところ、４社中３社の入札があり、国際航業株式会社千葉支店が６，８２０万円に消費税並びに地方消費税６８２万円を加えた７，５０２万円で落札いたしましたので、議会の議決を条件に業務委託契約を締結したところでございます。

本契約案件は、予定価格が５，０００万円を超える製造の請負に該当することから、議会の議決を経なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第９６条第１項第５号及び東庄町条例、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第２３号、統合型GIS及び公開型GIS構築等業務委託契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第２３号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。再開は午前１１時０５分からとします。

（午前１０時５６分 休憩）

（午前１１時０５分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先程の大網議員からの質問について、総務課長より報告がございます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

先程、大網議員よりご質問のごございました家族及び遺族ということでございますが、追加で説明をさせていただきたいと思います。

まず、障害見舞金につきましては、犯罪被害を負った犯罪被害者本人が見舞金の受取人となります。ここで家族及び遺族ということは、亡くなった場合の遺族見舞金についての定めをする時に必要となるものでございまして、遺族見舞金を受け取る者として規則で規定しております。その規則の中では、受け取る順位を定めて

おります。

まず第1順位となるのが、死亡した犯罪被害者の配偶者、こちらの配偶者は婚姻の届出をしていなくても事実上の婚姻関係と同様の事情にあった者を含むということとを規定しております。次の順位としては、死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹、第3順位が、前項に該当しない死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹ということになっております。この順位で遺族見舞金の順位が決まるわけですが、仮に二人以上同順位の方がいた場合は、遺族の中で代表者を選任していただき、代表者届を出していただいて、その方に受領していただくというような規定を規則の方で規定しております。

以上でございます。

議長（板寺正範君）

日程第8、議案第24号、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第1号）、日程第9、議案第25号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議案第26号、令和6年度東庄町訪問看護師ステーション特別会計補正予算（第1号）、以上3案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第24号から議案第26号まで、一般会計及び特別会計2件の補正予算につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第24号、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,868万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億1,568万7,000円とするものでございます。

歳出の主な補正内容でございますが、まず、総務関係では、犯罪被害者等への見舞金や自転車乗車用ヘルメットの購入に対する補助金について新規で予算計上しております。

次に、民生関係では、物価高騰対策といたしまして、定額減税補足給付金事業や令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯等に対する価格高騰支援給付金事業について新規計上をしております。

また、衛生関係では、新型コロナウイルスワクチン接種が定期接種に移行することから、ワクチン接種に関わる委託料の増額補正や町単独のワクチン接種費用助成金について新規で予算計上しております。

歳入につきましては、国より物価高騰対策として実施される定額減税に伴う個人町民税の減額補正や定額減税の減収分の補填措置として交付される地方特例交付金の増額補正を行っております。

また、歳出に伴う国県補助金、諸収入などを補正し、歳入が歳出に不足する分については繰越金を補正しております。

続いて、議案第25号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億4,132万8,000円とするものでございます。この補正につきましては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業、周知広報事業の実施に伴う事業費の増額を盛り込むものであります。

続いて、議案第26号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ65万8,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,445万6,000円とするものでございます。

内容については、歳出において、オンライン資格確認のための経費を増額補正するものでございます。

財源といたしましては、一般会計繰入金をもって充てるものでございます。

以上、議案第24号から議案第26号までの提案理由を申し上げました。

詳細につきましては各担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

私からは、議案第24号、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第1号）の内容について説明させていただきます。

まず、歳出予算から申し上げますので、議案書の37ページをお願いいたします。

初めに、2款・総務費、1項6目・防犯対策費の19節・犯罪被害者等見舞金30万円。犯罪被害者等見舞金で、傷害見舞金10万円を3件見込んでおります。本定例会への関係条例の上程に伴う新規計上となります。

同項7目・交通安全対策費の18節・自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金36万円。ヘルメット着用促進のため、購入価格の2分の1を補助するもので、180名分の補助を見込みます。こちらの財源は、2分の1が県補助金となっております。

次に、3款・民生費、1項1目・社会福祉総務費の27節・訪問看護ステーション特別会計繰出金65万8,000円。訪問看護ステーションにかかる診療報酬オンライン請求システムの整備費用を繰り出すものです。財源は社会保険診療報酬支払基金からの交付金を見込んでおります。

同項5目・デイサービスセンター費の18節・介護職員処遇改善支援補助金16万8,000円。賃金改善を行う介護サービス事務所に対する補助金で、デイサービスセンター事業者への補助金を見込んでおります。財源は全額県補助金となります。

同節の社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金21万円。物価高騰の影響を受けている高齢者施設への給付金として先程と同様、デイサービスセンター事業者へ給付するものです。財源は全額県からの給付金となります。

同項8目・定額減税補足給付金の合計7,034万7,000円。主として、次のページの18節に計上しております定額減税補足給付金に係る経費となります。

こちらは物価高騰に伴う支援事業で、国による一人当たり4万円の定額減税によって減税がしきれない世帯を対象とし、差額を1万円単位で給付する事業となります。給付対象として3,141人、平均2万円の給付を見込んでおり、この事業の財源につきましては全額国庫補助金となっております。

38ページ、次の同項11目・物価高騰対応重点支援給付金、新たに非課税世帯となる世帯分の合計1,706万4,000円。18節に計上しております価格高騰支援給付金に係る経費となります。18節の給付金の内訳ですが、まず、令和6年度に新たに住民税非課税となる世帯を対象とした給付金として、100世帯へ10万円の給付を見込んでおります。

続いて、新たに住民税均等割のみとなる世帯に対しまして、30世帯へ10万円の給付を見込みます。

次に、これらの世帯への子ども加算としまして、18歳以下の子50人分について5万円の給付を見込んでおります。この事業の財源につきましても、全額国庫補助金となっております。

続きまして、4款・衛生費、1項2目・予防費、合計2,938万円。こちらは新型コロナウイルスのワクチン接種が定期接種に移行することに伴う事業で、接種対象者は65歳以上の方及び60歳から64歳の基礎疾患を有する方で、2,600人を見込んでおります。

接種費用は1人当たり1万5,300円となりますが、このうち8,300円が医療機関へ接種を委託する費用で、12節・予防接種委託料で見込んでおります。この財源は、全額基金管理団体からの補助金となります。

また、接種費用のうち残りの5,000円は接種者自己負担分となりますが、このうち3,000円を接種者の負担軽減のため、町単独で助成するものです。こちらは19節の新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金として計上しております。

続いて、9款・教育費、2項・小学校費、1目10節・需用費10万円。特色ある道徳教育推進校における研究事業の経費として増額補正するものです。財源は全額県からの委託料を見込みます。

次の3項・中学校費、39ページに移りまして、1目10節・需用費10万円は、小学校費と同様の事業となり、財源は全額県からの委託料となります。

次に、歳入について申し上げます。３５ページをお願いいたします。

１款・町税、１項１目１節・個人町民税の現年課税分の所得割マイナス５，５３０万円。こちらは国による一人当たり４万円の定額減税に伴い、定額減税額のうち個人町民税該当部分が減額となるものです。減額枠は一人当たり６，０００円として、９，３５３人を見込み、国試算の調整率を乗じて算出しております。

なお、次の１０款１項１目１節・地方特別交付金において同額が定額減税の減収分の補填措置として国より交付されるものです。

続いて、１５款・国庫支出金、２項１目４節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金８，７４１万１，０００円は、歳出補正の民生費で申し上げました定額減税補足給付金及び価格高騰支援給付金に対する交付金となります。

５目１節・教育費補助金１２９万４，０００円は、不登校の児童生徒などへの支援事業で、歳出予算９款・教育費へ小中学校の校内教育支援センターの設置促進として学習支援員の経費に財源振替するものです。

１６款・県支出金、２項１目３節・千葉県自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金１８万円。歳出補正の総務費で申し上げました同名事業に対する補助金となります。

２目４節・老人福祉費補助金１６万８，０００円。介護職員処遇改善支援補助金として歳出補正の民生費で申し上げました同名事業に対する補助金となります。

一つ飛ばしまして、２１款・諸収入、５項３目５節・雑入の医療提供体制設備整備交付金４２万９，０００円。歳出補正の民生費で申し上げました訪問看護特別会計への繰出金に対する交付金となります。

同節・社会福祉施設物価高騰対策支援事業給付金２１万円。歳出補正の民生費で申し上げました同名事業に対する県からの給付金となります。

同節・道徳教育研究事業委託金２０万円。歳出補正の教育費で申し上げました小中学校の需用費に対する県からの委託金となります。

同節・新型コロナウイルスワクチン接種費用助成金２，１５８万円。歳出補正の衛生費で申し上げました予防接種委託料に対する助成金となります。

最後に、歳入が歳出に不足する７２１万５，０００円につきまして、２０款・繰越金の前年度繰越金を補正するものです。

以上で一般会計補正予算（第１号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、議案第２５号、令和６年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）につきまして、内容の説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の４６ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。１款１項１目・一般管理費、１０節・需用費１万６，０００円は、マイナ保険証の周知広報を目的として厚生労働省が作成したリーフレットの印刷代でございます。

８月に被保険者証の一斉更新を行うにあたり、７月上旬に国保加入全世帯に送付する被保険者証に同封するほか役場窓口での国保加入手続きの際に順次配布する分を含め２，４００枚を印刷いたします。

１２節・委託料４１万６，０００円は、国民健康保険で使用する電算システムの改修委託料でございます。番号法の一部改正に基づく被保険者証の廃止により、本年１２月２日以降は新規に被保険者証を発行出来なくなります。代わりに発行することとなる資格確認書など、改正後の制度に対応するためのシステム改修費用でございます。

続きまして、歳入でございます。議案書の４５ページをお願いいたします。

４款１項２目１節・番号制度システム整備事業費等補助金４３万２，０００円は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等事業周知広報事業として厚生労働省が令和５年度繰越分の事業として実施する国庫補助金でございます。歳出におけるリーフレット印刷代とシステム改修委託料の財源となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、議案第26号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）について、内容のご説明を申し上げます。

議案書の51ページをお願いいたします。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・事業費65万8,000円の増額補正のうち1項2目・訪問看護ステーション事業費の12節・委託料32万8,000円は、令和6年12月2日から健康保険証が発行されなくなり、健康保険証がマイナ保険証に移行することに伴って、訪問看護を医療保険で利用される方の資格確認や請求が令和6年6月分からマイナンバーカードを利用して行うこととなるためのシステム保守に2万6,000円及びシステム導入委託料30万2,000円。

17節・備品購入費33万円は、オンライン請求を行うための専用端末を購入するための経費となります。

以上の結果、歳出補正額は65万8,000円の増額、歳出合計で3,445万6,000円となります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。50ページをお願いいたします。

2款・繰入金65万8,000円の増額については、歳出補正で計上した事業費について一般会計繰入金を増額するものでございます。

以上の結果、歳入補正額は65万8,000円の増額、歳入合計で3,445万6,000円となります。

以上で令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議案書38ページの衛生費のところなんですけれども、先程ちょっと聞き取りにくいところがありまして、コロナワクチンの町で3,000円助成して2,600人分で780万円は分かったんですが、本人負担は、医療機関によって若干違うかもしれないんですけれども、どのぐらいになりますか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

今年度の秋から始まる新型コロナワクチンの定期接種につきましては、国の方で接種費用全体としましては約1万5,300円を見込んでおります。そのうち8,300円が国からの交付金ということで入ってきますので、7,000円が基本的には自己負担になります。そのうち町として約半分程度の3,000円を助成するという形になっております。

以上です。

13番（山崎ひろみ君）

分かりました。

議長（板寺正範君）

他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第24号、令和6年度東庄町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、令和6年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第11、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（令和5年度東庄町一般会計繰越明許費繰越計算書）、日程第12、報告第2号、繰越額使用計画について（令和5年度東庄町水道事業会計予算繰越計画書）、以上2件を一括議題とします。

職員に報告の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

町長より報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました報告第1号及び報告第2号について一般会計及び水道事業会計について提案理由を申し上げます。

それでは初めに、報告第1号、令和5年度東庄町一般会計の繰越明許費繰越計算書について提案理由を申し上げます。

令和5年度予算のうち年度内に終わらない見込みの事業について、先の令和5年6月定例会及び令和6年3月定例会で繰越明許費の設定を行い、承認をいただいたところでございますけれども、今回、繰越計算書を調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして報告をさせていただくものでございます。

続いて、報告第2号、繰越額使用計画についての報告を申し上げます。

令和5年度東庄町水道事業会計予算の建設改良費のうち年度内に支払い義務の発生をしなかった額について地方公営企業法第26条第1項の規定によりまして予算を繰り越したので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画について報告をさせていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。よろしく願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは、報告第1号、繰越明許費繰越計算書の内容についてご説明いたします。

議案書の53ページをお願いいたします。

町長の提案理由にもございましたとおり昨年度補正予算にて設定しました繰越明許費につきまして、繰越明許費計算書の報告を行います。

表中、款、項、事業名及び金額につきましては、繰越明許費を設定した額を記載し、翌年度繰越額は実際の繰越額となっております。

また、その右側には翌年度繰越額の財源内訳を記載しております。

初めに、2款・総務費、1項・総務管理費の地域イントラネット基盤施設整備工事131万4,000円。自営光ケーブル移設工事において架設の協議に時間を要したことによる繰越となります。

次に、同項の千葉県防災行政無線再整備（衛星系）工事負担金964万9,000円。こちらは県の工事にかかる負担金ですが、材料不足による工期延長に伴う繰

越となります。特定財源の地方債 900 万円は、過疎対策事業債となります。

次に、3 項・戸籍住民基本台帳費の戸籍情報システム改修事業 389 万 4,000 円及び戸籍附票・住民記録システム改修事業 455 万 4,000 円。こちらは国の補助金交付要領が年度内途中で示され、システム構築等に期間を要したことによるものです。こちらの財源は全額国庫支出金となっております。

次に、3 款・民生費、1 項・社会福祉費の物価高騰対応重点支援給付金事業、低所得世帯支援枠は繰越明許費設定額 282 万 7,000 円に対し、実繰越額 211 万 2,000 円。同項・価格高騰支援給付金事業は、繰越明許費設定額 4,275 万円に対し実繰越額 1,605 万 2,000 円。こちらは給付金の振込事務等に期間を要したことによる繰越となります。財源は全額国庫支出金となります。

次に、2 項・児童福祉費の子ども・子育て支援事業計画調査支援業務 244 万 2,000 円。国のこども大綱の閣議決定が当初見込みより遅れたことにより業務に期間を要したことによるものです。

次に、4 款・衛生費、1 項・保健衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、繰越明許費設定額 100 万円に対し、実繰越額 34 万 8,000 円。ワクチン接種事業の請求事務等に期間を要したことによるもので、財源は全額国庫支出金となっております。

次に、5 款・農林水産業費、1 項・農業費、農道舗装改修事業 2,363 万 8,000 円。用地取得業務等に期間を要したことによるもので、特定財源の地方債 1,800 万円は、過疎対策事業債となります。

次に、7 款・土木費、2 項・道路橋梁費の高架橋撤去工事業務委託料は、繰越明許費設定額 1 億 1,262 万 3,000 円に対し、実繰越額 1 億 1,249 万 8,000 円は、協定額となります。鉄道営業時間外の夜間作業となることなどの工期不足による繰越となります。特定財源の 2,446 万円は、国庫支出金となります。

同項・道路維持工事は、繰越明許費設定額 2,787 万 9,000 円に対し、実繰越額 888 万 8,000 円。特注品の納期の遅延による影響などによる繰越となります。

特定財源の地方債 800 万円は、過疎対策事業債となります。

同項・道路改良工事は、繰越明許費設定額 7,136 万 7,000 円に対し、実

繰越額 7、118 万円。追加工事や関係機関との協議などに期間を要したことによる繰越となります。特定財源は、国庫支出金 2、581 万 6、000 円と過疎対策事業債 4、300 万円となります。

以上、12 事業の繰越明許費設定額は、3 億 3 93 万 7、000 円。事業を一部執行したことなどから、実繰越額は 2 億 5、656 万 9、000 円となります。財源内訳は未収入特定財源として国庫支出金 7、723 万 6、000 円、地方債が 7、800 万円、一般財源は 1 億 1 33 万 3、000 円となります。

以上で内容説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、報告第 2 号、繰越額使用計画について内容の説明を申し上げます。

令和 5 年度東庄町水道事業会計予算の繰越しでございます。

先程、町長からの提案理由にもございましたが、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により、年度内に支払い義務が発生しなかった建設改良費を翌年度に繰越し、使用するものでございます。

この規定により、事業管理者は建設改良費について 1 年は予算を繰り越すことが出来、また、同条第 3 項の規定により、町長は繰越額を直近の議会に報告しなければならないと規定されております。

水道会計の閉鎖については、3 月末日となるため、本日が直近の議会となりましたので、ご報告させていただきます。

なお、一般会計につきましては、5 月末の出納閉鎖後に報告となっております。

それでは、55 ページの繰越計算書をご覧ください。

繰越計算書の内容ですが、事業名、水道事業配水管更新第 7 号工事でございます。本事業につきましては、新規に採用する部材を使用するため、設計業務委託を行ったが、当初の見込みより調査等で時間を要したことから工事の発注に遅れが発生して 1、320 万円を繰越いたしました。

以上で報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

本件については報告事項でございますが、特に質疑があればこれを許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

以上で報告第１号、報告第２号の報告を終わります。

日程第１３、請願第２号、町道３００８号線道路拡幅整備に関する請願、日程第１４、請願第３号、「国における２０２５年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、日程第１５、請願第４号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上３件を一括議題とします。

職員に請願の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

ここで請願紹介議員から趣旨説明を求めます。

初めに、請願第２号、町道３００８号線道路拡幅整備に関する請願について。

１１番、高木武男君。

１１番（高木武男君）

それでは、町道３００８号線の道路拡幅整備についての請願の趣旨説明を行います。

この請願理由ですが、この道路は日常の生活関連道路として重要な道路であります。道路が狭い上に家庭からの排水が整備されていないため、車の走行にも苦慮しております。つきましては、環境面、安全面の配慮から、道路整備をお願いいたします。

区としての協力を惜しみませんので、早急に整備していただきたく、隣接者の同意書を添えて請願申し上げます。

以上のとおり請願申し上げましたが、この道路は窪野谷神社の裏手になります。関係するその道路の延長は恐らく８０メートルくらいのところであります。皆さんには慎重審議の上、採択していただきますよう、よろしくお願いします。

議長（板寺正範君）

次に、請願第３号、「国における２０２５年度教育予算拡充に関する意見書」採

採択に関する請願及び請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について。

1番、海宝和宏君。

1番（海宝和宏君）

1番、海宝です。よろしくお願いします。

それでは、請願第3号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願及び請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、紹介議員として趣旨説明申し上げます。

まず、請願第3号、「国における2025年度教育予算拡充に関する意見書」について趣旨説明申し上げます。

教育は、国の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を持っております。しかし、社会の変化と共に、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化して、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しています。

また、各地で地震や台風、豪雨などの災害が立て続けに発生し、災害からの復興はいまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。先の能登半島地震では、現在も避難所で過ごしている子供たちが大勢います。子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。そのために教育予算を十分に確保することが必要になってきます。

続いて、請願第4号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」について趣旨説明申し上げます。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子供たち一人一人が国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。かつては教材費、旅費、児童手当など、多くの経費が対象となっていました。次第に対象から除外され、給与費のみとなり、2005年には給与費の国の負担割合がそれまでの2分の1から3分の1に縮減されました。

県費負担制度と義務教育費国庫負担制度は、昭和15年に確立されました。内容は、財政力の弱い市町村においても安定的に義務教育を実現するために教職員の給与を市町村ではなく、府県が負担することとし、その2分の1を国が負担する仕組

みとして確立されたというものです。それが平成18年になって、小泉政権下のいわゆる三位一体の改革により、国の負担が2分の1から3分の1に減りました。その結果、地方自治体の負担が2分の1から3分の2に増えました。これにより何が変わるのかというと、義務教育の地域格差が発生するということです。

国民に等しく義務教育を補償するという観点から言えば、義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。

また、財政負担を地方自治体に課し、義務教育の円滑な推進を阻害する恐れも出てきます。

以上のような理由から、本請願の趣旨についてご理解いただき、採択をお願いいたします。趣旨説明といたします。

よろしくお願いいたします。

議長（板寺正範君）

これらの請願は、会議規則第91条第1項の規定により、お手元の付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託をします。

日程第16、休会の件を議題とします。

常任委員会審査等のため、13日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、13日は休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

6月14日の会議は、議事の都合により、午後2時30分に繰り下げて開くことにします。

予定の時刻にご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後0時11分 散会）